

学校再開するも不安?!

子どもたちのための政策を

日本共産党



「憲法26条」

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

感染防止も視野に入れた 少人数学級の実現を

感染症対策の専門者会議では、人との距離を2メートル(最低1メートル)は空けて授業をすることを基本としていますが、今の40人学級では不可能です。感染症を避けて安全に一人ひとりの学びを保障できるよう国の責任で少人数学級を実現させましょう。

教育格差につながる ギガスクール構想

国は、オンラインで学習するギガスクール構想をすすめています。しかし、休校中のオンライン学習についてどの家庭でも保護者がそばで見守ることができるわけではなく、学習環境に格差が生まれることが危惧されます。

安心して学校に通える 教育環境を

コロナ感染症が広がる中での学校生活では、新しい学校の在り方が課題となっています。学校の設置者である羽曳野市として子どもたちの命と健康を守り、学びを保障するために、市独自ですべての学年で35人学級を実現することを要望しました。

(((新型コロナ感染症に対するご意見ありがとうございました)))

「発熱が続き、心配でPCR検査を希望しても検査対象にならなかった。希望すれば検査を受けられるようにしてほしい。」「コロナ感染の広がりで、来客が少なくなり収入が減少し、日常生活も困難になってきた。」などたくさんのご意見を頂きました。日本共産党市会議員団は、今後も貴重なご意見を活かして、身近で暮らしを支える羽曳野市にするために頑張ります。



ささい
喜世子
高鷲6-8-4
TEL 090-9272-7328



わたなべ
真千
羽曳が丘西5-2-18
TEL 090-9992-6899



若林
信一
西浦1-7-6
TEL 090-3034-1403



ひろせ
公代
南恵我ノ荘3-7-2
TEL 090-9997-0218

羽曳野市には くらしをささえる さまざまな 制度があります

コロナでお困りのことはありませんか？

こんなときこそ制度を活用

国保料が減免されます

学校再開するも不安?!
子どもたちのための政策を



こんなときこそ制度を活用

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、仕事が減ったり、失業したりして大きく収入が減って生活に支障が出た際の支援制度をまとめました。こんな時だからこそ、使える制度を活用していきましょう。

税金・公共料金の支払いが心配



→ コロナ感染症の影響で収入が減り支払いが困難な場合、市税（住民税・固定資産税など）・上下水道料金は徴収猶予（特例制度）、国民健康保険料は全部または、一部減免が適用される場合があります。

申請が必要ですので、まずは、下記までご相談を
羽曳野市役所 ☎072-958-1111

- 市税（住民税・固定資産税など）… 税務課 納税担当
- 水道……水道料金お客様センター
- 市営住宅の家賃……建築住宅課
- 国保料……保険年金課

家賃や学用品、 くらしが大変だ



→ 生活に欠かせない出費や、お子様の就学にかかる費用援助があります。新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少し日常生活の維持が困難となっている世帯への緊急的な貸付や給付など、これまでにあった制度が特例や緩和措置がされて利用しやすくなっています。対象となるかどうかはご相談ください。

住宅確保給付金

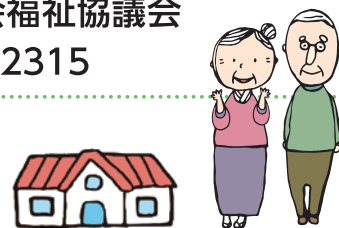
仕事が減少したことで収入が減って家賃が払えず住宅を失うおそれが生じている方が対象です。給付金は原則3か月、最大9か月家賃相当額を、市から家主さんに支給されます。

羽曳野市社会福祉協議会
☎072-958-2315

緊急小口資金及び総合支援資金（特例）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付です。内容は、緊急小口として貸付金額10万円（特別20万円）、総合支援は月15万円（単身）・20万円（複数）となります。貸付原則は3か月以内です。

羽曳野市社会福祉協議会
☎072-958-2315



生活保護制度

病気などいろいろな事情で生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。コロナ感染の広がりの中では、就労の場を探すこと自体が困難なため、稼働能力の評価を留保することができることとなっています。

羽曳野市役所 生活福祉課
☎072-958-1111

就学援助制度

経済的理由で就学（小・中学生）が困難となっている保護者に学用品費等（校外学習費・修学旅行費など）の一部を援助する制度です。一斉申請期間が過ぎても随時受け付けています。

羽曳野市役所 教育委員会 学校教育課
☎072-958-1111

羽曳野市独自の支援 利用や申請は どうすればいいの？

羽曳野応援商品券

羽曳野応援商品券（500円券×10枚）の使用できる期間は、2020年7月1日から11月30日まで。利用できる店舗は「取扱店一覧」を参照ください。再発行はできず、おつりもありません。古市交通・近鉄タクシー（南大阪総合営業所）も利用できます。

羽曳野市商工会 羽曳野市役所 産業振興課
☎072-958-2331 ☎072-958-1111

羽曳野市休業要請支援金

府の休業要請に応じたもので、4月売上が前年同月比30%以上50%未満減少したもの。支援金額は、中小企業20万円、個人事業主10万円。申請後2週間を目途に振り込みされます。6月2日から8月31日まで産業振興課の窓口で受け付けています。

羽曳野市役所 産業振興課
☎072-958-1111

特別出産支援金

4月28日から7月31日までに生まれ、住民基本台帳に記録された対象者（新生児）の保護者に3万円給付。申請書等を返送していただいた後、1か月後を目途に振り込みされます。申請期限は10月31日まで。

羽曳野市役所 健康増進課
☎072-958-1111

国保料が 減免されます！

申請が必要！

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯に対する減免制度です。減免対象の世帯条件は次のとおりです。

- ① 主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯
- ② 主たる生計維持者（前年所得1000万以下）の前年収入の3割減少が見込まれる世帯で、且つ収入減が見込まれる事業収入の所得以外の前年の所得（例えば、年金など）が400万円以下である世帯 **減収見込みでもOK！**

※ 複数収入源がある場合、内ひとつでも前年収入の3割減を見込まれれば対象となります。

一人世帯で前年度収入が300万円以下の場合など、保険料が**全額免除**となる場合もあります。家計が苦しいとお困りでしたら、**お早め**にご相談ください。

減免についての詳細はこちらをご覧ください

羽曳野市役所 保険年金課
☎072-958-1111



羽曳野市役所HP

日本共産党羽曳野市会議員団にも
ご相談いただけます

ホームページ

▶ <http://www.jcp-habikino.net>

FAX

▶ 072 (950) 4008（市役所内議員団控室）